

障害児入所施設の状況

	都道府県・ 指定都市・ 児相設置市	H22.10.1 施設数①	福祉型障害児入所施設					H22.10.1 施設数②	医療型障害児入所施設				
		※	H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち障害 児入所施設 として継続	Aのうち障害 者支援施設 への転換	Aのうち児者 施設	Aのうち移行 の方向性が 未定の施設 数	※	H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち障害 児入所施設 として継続	Aのうち障害 者支援施設 への転換	Aのうち児者 施設	Aのうち移行 の方向性が 未定の施設 数
1	北海道	12	13	7	2	1	3	6	7	1	0	4	2
2	青森県	7	7	3	0	2	2	6	6	1	0	5	0
3	岩手県	5	5	4	0	1	0	2	5	0	0	5	0
4	宮城県	3	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0
5	秋田県	5	6	2	1	2	1	0	2	1	0	1	0
6	山形県	3	3	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0
7	福島県	8	9	8	0	1	0	1	5	1	0	2	2
8	茨城県	8	9	0	0	0	9	4	5	0	0	0	5
9	栃木県	4	4	0	0	0	4	3	5	1	0	0	4
10	群馬県	4	4	3	1	0	0	5	6	0	0	6	0
11	埼玉県	5	6	3	1	0	2	6	7	0	0	7	0
12	千葉県	9	8	7	0	0	1	3	1	0	0	1	0
13	東京都	9	9	7	0	2	0	10	13	2	0	10	1
14	神奈川県	6	5	5	0	0	0	3	3	0	0	3	0
15	新潟県	9	8	5	0	1	2	2	3	0	0	3	0
16	富山県	2	2	2	0	0	0	4	4	1	0	3	0
17	石川県	2	2	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0
18	福井県	2	1	1	0	0	0	1	3	1	0	0	2
19	山梨県	0	1	0	0	1	0	2	2	0	0	2	0
20	長野県	2	1	1	0	0	0	4	7	0	0	6	1
21	岐阜県	2	2	2	0	0	0	1	2	1	0	1	0
22	静岡県	7	7	0	0	0	7	1	2	0	0	0	2
23	愛知県	6	6	6	0	0	0	4	3	3	0	0	0
24	三重県	3	4	4	0	0	0	4	3	3	0	0	0
25	滋賀県	2	2	2	0	0	0	1	2	0	0	2	0
26	京都府	2	1	0	0	1	0	2	3	1	0	2	0
27	大阪府	2	7	6	0	0	1	0	5	1	0	3	1
28	兵庫県	7	7	0	0	0	7	4	6	0	0	0	6
29	奈良県	6	5	5	0	0	0	1	5	1	0	4	0
30	和歌山県	4	2	2	0	0	0	5	5	1	0	4	0
31	鳥取県	2	2	1	0	0	1	2	2	1	0	1	0
32	島根県	4	5	1	0	0	4	4	4	0	0	0	4
33	岡山県	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
34	広島県	4	5	3	0	1	1	6	9	0	0	8	1
35	山口県	4	3	1	1	1	0	2	3	0	0	3	0
36	徳島県	4	4	0	0	0	4	2	3	1	0	2	0
37	香川県	2	2	2	0	0	0	1	2	1	0	1	0
38	愛媛県	5	5	0	0	5	0	3	3	0	0	3	0
39	高知県	3	3	2	0	1	0	2	3	0	0	0	3
40	福岡県	7	7	4	0	3	0	7	6	1	0	5	0
41	佐賀県	2	2	0	0	0	2	7	4	0	0	0	4
42	長崎県	3	3	2	0	1	0	4	6	1	0	5	0
43	熊本県	5	5	2	0	2	1	4	5	1	0	4	0
44	大分県	6	6	2	0	1	3	5	6	0	0	1	5
45	宮崎県	4	5	2	0	3	0	1	3	1	0	2	0
46	鹿児島県	8	8	2	0	4	2	2	3	1	0	2	0
47	沖縄県	4	4	2	0	2	0	8	8	3	0	5	0
48	札幌市	2	2	2	0	0	0	3	4	2	0	2	0
49	仙台市	0	1	0	0	1	0	1	3	1	0	2	0
50	さいたま市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	0
52	横浜市	5	6	6	0	0	0	2	4	2	0	2	0
53	川崎市	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
54	相模原市	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
55	新潟市	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0
56	静岡市	1	1	1	0	0	0	2	3	1	0	2	0
57	浜松市	2	2	1	0	0	1	1	2	1	0	1	0
58	名古屋市	2	2	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0
59	京都市	2	3	1	0	2	0	2	2	1	0	1	0
60	大阪市	4	6	6	0	0	0	2	4	4	0	0	0
61	堺市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
62	神戸市	3	4	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0
63	岡山市	3	3	1	0	2	0	3	3	0	0	3	0
64	広島市	4	4	2	0	2	0	1	1	0	0	0	1
65	北九州市	2	2	2	0	0	0	3	2	2	0	0	0
66	福岡市	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0
67	熊本市	4	3	2	0	1	0	1	1	0	0	1	0
68	横須賀市	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
69	金沢市	1	1	1	0	0	0	3	4	1	0	3	0
全国計		251	263	148	6	44	65	174	237	49	0	142	46

※ 社会福祉施設等調査による施設数。(調査期日:平成22年10月1日現在)

※ 施設数は調査対象施設・事業所数から未回収等の施設を除いた数である。

※ ①については、旧知的障害児施設、旧第2種自閉症児施設、旧盲児施設、旧ろうあ児施設、旧肢体不自由児療護施設の合計数。

②については、旧第1種自閉症児施設と旧肢体不自由児施設と旧重症心身障害児施設の合計数。

障害児通所支援 施設・事業所の状況

	都道府県・指定都市・児相設置市	H22.10.1 施設数① ※	福祉型児童発達支援センター				H22.10.1 事業所数② ※	児童発達支援事業所				H22.10.1 施設数③ ※	医療型児童発達支援センター			
			H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち、保育 所等訪問支 援	Aのうち、障害 児相談支援			H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち、保育 所等訪問支 援	Aのうち、障害 児相談支援			H24.7.2 施設数 (A)	Aのうち、保育 所等訪問支 援	Aのうち、障害 児相談支援	
1	北海道	6	8	2	0		108	142	9	5		3	3	0	0	
2	青森県	3	3	0	1		28	48	0	0		0	2	0	1	
3	岩手県	2	2	0	0		24	45	0	0		0	1	0	0	
4	宮城県	4	3	1	0		16	30	3	0		0	0	0	0	
5	秋田県	1	2	2	2		13	8	2	1		0	1	0	1	
6	山形県	4	4	1	1		23	24	0	6		0	1	0	0	
7	福島県	1	2	0	1		35	36	4	4		1	2	0	0	
8	茨城県	2	2	1	0		38	77	0	3		0	0	0	0	
9	栃木県	2	2	0	0		22	27	1	1		2	2	0	0	
10	群馬県	3	6	3	5		25	16	0	2		0	0	0	0	
11	埼玉県	10	13	1	0		23	47	0	0		2	2	0	0	
12	千葉県	13	17	4	6		82	117	9	16		7	7	0	0	
13	東京都	12	17	0	0		59	123	0	9		4	6	0	0	
14	神奈川県	8	9	5	3		39	53	4	5		0	0	0	0	
15	新潟県	2	3	0	1		8	13	2	1		0	0	0	0	
16	富山県	5	5	2	2		48	53	0	5		2	2	0	0	
17	石川県	1	2	1	1		12	20	0	3		0	0	0	0	
18	福井県	1	1	0	0		5	16	1	2		0	1	0	0	
19	山梨県	2	3	1	0		9	13	0	0		1	1	0	0	
20	長野県	4	5	3	4		24	50	6	12		0	2	0	1	
21	岐阜県	3	5	4	4		35	46	0	7		2	3	1	1	
22	静岡県	6	11	7	4		8	24	2	0		0	0	0	0	
23	愛知県	14	17	2	2		70	144	1	24		4	5	0	0	
24	三重県	1	2	1	1		27	21	1	1		0	0	0	0	
25	滋賀県	2	3	1	0		19	21	2	0		1	1	0	0	
26	京都府	0	2	1	1		17	31	2	4		0	1	0	0	
27	大阪府	2	18	5	3		28	98	3	2		4	14	1	1	
28	兵庫県	10	12	2	0		25	64	3	1		8	7	0	0	
29	奈良県	3	6	0	2		16	56	0	7		1	1	0	0	
30	和歌山県	3	9	2	3		39	52	2	3		1	1	0	0	
31	鳥取県	2	3	1	0		13	13	1	0		2	3	0	0	
32	島根県	0	6	3	2		7	9	5	2		0	0	0	0	
33	岡山県	4	4	2	0		26	46	0	0		1	1	0	0	
34	広島県	6	9	7	7		23	47	2	3		1	2	1	1	
35	山口県	5	5	3	0		18	25	1	0		0	1	0	0	
36	徳島県	4	4	1	4		19	30	0	3		0	0	0	0	
37	香川県	0	2	0	0		12	22	0	0		0	1	0	0	
38	愛媛県	4	4	0	0		18	33	0	0		0	0	0	0	
39	高知県	2	3	2	2		6	10	3	2		1	1	0	0	
40	福岡県	6	10	4	1		18	37	6	6		1	0	0	0	
41	佐賀県	2	4	4	4		11	17	1	2		0	0	0	0	
42	長崎県	2	5	2	2		35	31	5	3		0	0	0	0	
43	熊本県	1	2	1	0		22	32	4	3		1	1	0	0	
44	大分県	1	6	5	4		15	18	3	4		0	1	1	1	
45	宮崎県	4	4	1	2		10	22	2	3		2	1	0	0	
46	鹿児島県	2	3	2	0		37	63	1	0		0	0	0	0	
47	沖縄県	0	0	0	0		55	117	0	4		0	2	0	0	
48	札幌市	3	4	2	0		61	148	9	0		2	3	0	0	
49	仙台市	2	2	0	0		20	11	0	0		0	0	0	0	
50	さいたま市	4	3	0	0		8	20	0	0		2	2	0	0	
51	千葉市	2	2	0	0		8	12	0	1		2	3	0	1	
52	横浜市	8	9	0	0		10	23	0	0		7	8	0	0	
53	川崎市	4	4	0	4		3	8	0	5		2	4	0	4	
54	相模原市	1	1	0	0		10	21	0	2		1	1	0	0	
55	新潟市	1	1	0	0		1	5	0	0		0	1	0	0	
56	静岡市	1	1	0	0		3	12	0	0		0	0	0	0	
57	浜松市	1	3	2	1		3	5	0	2		0	0	0	0	
58	名古屋市	6	8	0	0		41	99	0	0		1	2	0	0	
59	京都市	7	8	1	0		4	9	3	0		1	1	0	0	
60	大阪市	6	8	8	5		22	33	0	0		3	2	1	1	
61	堺市	3	3	0	0		4	21	0	0		2	2	0	0	
62	神戸市	5	5	0	0		7	21	0	0		2	2	0	0	
63	岡山市	2	3	0	0		11	17	0	0		0	0	0	0	
64	広島市	4	4	0	0		4	27	1	0		2	2	0	0	
65	北九州市	7	7	0	2		0	9	0	0		1	0	0	0	
66	福岡市	7	8	3	3		0	1	0	0		2	2	0	0	
67	熊本市	2	3	1	0		6	10	0	0		0	0	0	0	
68	横須賀市	1	1	0	0		2	3	0	0		1	1	0	0	
69	金沢市	1	2	2	2		3	7	0	0		0	0	0	0	
全国計		253	358	109	92		1501	2609	104	169		83	116	5	13	

※ 社会福祉施設等調査による施設・事業所数。(調査期日:平成22年10月1日現在)

※ 施設・事業所数は調査対象施設・事業所数から未回収等の施設・事業所を除いた数である。

※ ①については、旧知的障害児通園施設と旧難聴幼児通園施設の合計数。②については、旧児童デイサービス事業所の総数。③については、旧肢体不自由児通園施設の総数。

事 務 連 絡
平成 24 年 4 月 18 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害児福祉主管課 御中

各 { 都道府県教育委員会担当課
指定都市教育委員会担当課
都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の
学校設置会社主管課 } 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 22 年法律第 71 号)により、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正(以下「改正法」という。)され、本年 4 月から相談支援の充実及び障害児支援の強化が図られたところです。

相談支援の充実及び障害児支援の強化の具体的な内容及び教育と福祉の連携に係る留意事項等については下記のとおりですが、これらの改正された内容が機能し、障害児支援が適切に行われるためには、学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいと考えます。

つきましては、都道府県障害児福祉主管課においては管内市町村に対し、都道府県教

育委員会及び指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、また、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属学校を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の学校に対し周知をお願いします。また、各都道府県及び市町村の福祉部局においては、教育部局に対し新制度について説明・情報提供するなど、福祉行政と教育行政の相互連携に配慮いただけるようお願いします。

記

1 相談支援の充実について

改正法により、本年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害者自立支援法に基づく居宅サービス等の障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、原則として、「障害児支援利用計画等」を作成することになりました。障害児支援利用計画等の作成に当たっては、様々な生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉サービスだけでなく、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要です。特に学齢期においては、障害児支援利用計画等と個別の教育支援計画等の内容との連動が必要であり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

2 障害児支援の強化について

(1) 児童福祉法における障害児に関する定義規定の見直し

本年4月から児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の定義規定が見直され、従前の「身体に障害のある児童及び知的障害のある児童」に加え、「精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」を追加することとなり、発達障害児についても障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられました。

(2) 障害児施設の一元化

障害児施設の施設体系は、従前は知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別で分かれていましたが、本年4月から、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、障害児施設体系については、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化することとなりました。

(3) 放課後等デイサービスの創設

改正法により、学齢期における障害児の放課後等対策の強化を図るため、障害

児通所支援の一つとして、本年4月から「放課後等デイサービス」が創設されました。放課後等デイサービスの対象は、児童福祉法上、「学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」とされ、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこととなりました。

放課後等デイサービスの利用は、学校教育との時間的な連続性があることから、特別支援学校等における教育課程と放課後等デイサービス事業所における支援内容との一貫性を確保するとともにそれぞれの役割分担が重要です。個々の障害児のニーズを踏まえた放課後等の過ごし方について、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で十分に協議するなど必要な連携を図るようお願いいたします。

また、従前の障害者自立支援法に基づく児童デイサービスにおいては、特別支援学校等と児童デイサービス事業所間の送迎は加算（※1）の対象ではありませんでした。放課後等デイサービスの創設に伴い、本年4月から、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所間の送迎を新たに加算の対象とすることとなりましたので、学校と事業所間の送迎が円滑に行われるようご配慮願います。

<加算対象の要件>

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合（※2）に加算の対象となります。

- ① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合
- ② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の障害児の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適切でない場合
- ③ 学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎が通学から外れるなど特別支援教育就学奨励費の対象とならない場合
- ④ その他市町村が必要と認める場合（※3）

（※1） 送迎加算は、児童デイサービス事業所が障害児を送迎車等により事業所へ送迎した場合に、事業所が市町村に対して児童デイサービス費の中で加算として請求できることになっています。これまでは、自宅と事業所間の送迎のみ加算の対象としていました。

（※2） 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校と事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとします。

（※3） ④は、例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業者との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合等が考えられます。

(4) 保育所等訪問支援の創設

改正法により、保育所等における集団生活への適応支援を図るため、障害児通所支援の一つとして、本年4月から「保育所等訪問支援」が創設されました。このサービスは、訪問支援員（障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士、機能訓練担当職員等）が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。訪問先として、保育所や幼稚園などの就学前の子どもが通う施設その他、就学後であっても就学前の支援方法を引き継ぐなど円滑な移行を図る必要がある等の場合には小学校等への訪問も想定しています。支援内容は、授業の補助や介助業務ではなく、①障害児本人に対する支援（集団適応のための必要な訓練等）、②訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）の専門的な支援を行うこととなります。

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いします。

(5) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等における計画的な支援と質の向上を図るため、障害児通所支援事業所等に児童発達支援管理責任者を配置することが義務付けられました。これにより障害児通所支援事業所等を利用するすべての障害児に対し、利用者及びその家族のニーズ等を反映させた障害児入所支援及び障害児通所支援に係る個別支援計画を作成し、効果的かつ適切に障害児支援を行うとともに、支援に関する客観的評価を行うこととなります。

学齢期の障害児が障害児通所支援事業所等を並行して利用する場合も想定されることから、障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いします。

本法律の概要や施行のための関係情報については、以下のURLに掲載されております。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/jiritsukaisei-hou/index.html

本件連絡先

【福祉関係】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係
(電話) 03-3595-2608
(FAX) 03-3591-8914

【教育関係】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課振興係
(電話) 03-6734-3192
(FAX) 03-6734-3737

平成24年8月10日
事務連絡

都道府県
各指定都市 障害児支援関係主管課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害児施設における「新体系定着支援事業」の実施に係る留意点について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成24年度障害者自立支援対策臨時特例交付金のうち特別対策事業の新体系定着支援事業については、平成24年3月30日事務連絡の別添事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき、適正な事業実施にご配慮いただいていることと存じますが、同要領に定める経営の改善に関する計画（以下「経営改善計画」という。）に関し、支援・助言等を行う際の留意点を下記のとおり取りまとめましたので、併せて参考にさせていただき、一層の適正実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、障害児施設の場合は、本事業の対象となる施設割合が相対的に高いことが見込まれますが、今般の児童福祉法の一部改正を踏まえ、障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点について別紙参考として添付しましたので、併せてご確認くださいようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、管内市町村、関係機関等に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1. 経営改善計画策定に当たっての配慮

事務処理要領においては、新体系定着支援事業の助成を希望する施設・事業所を設置する法人は、施設・事業所の指定や児童福祉施設の認可の権限を持つ都道府県に経営改善計画を提出し、都道府県は、施設・事業所の所在市町村と連携をとりつつ、経営改善に関し、必要に応じて支援・助言等を行うこととされている。

本事業は新制度導入に伴う激変緩和を目的としており、平成24年度限りの事業であることから、施設・事業所が、できる限り早期にこうした事業に依存することなく運営が可能となるよう、都道府県等において、次の点についてご配慮いただくなど、必要な支援・助言等を計画的かつ効果的に行っていただきたい。

- ① 施設・事業所に対して、経営改善計画の参考資料として、直近数年間（例えば、

平成18年度以降)の利用者数の変化、地域分布等の地域の基礎データについて適宜情報提供を行うこと。

- ② 施設・事業所と、経営改善に向けたヒアリングや意見交換等を定期的に行うとともに、適宜必要なときに助言等が行えるよう相談体制を整備すること。
- ③ コンサルタント等による経営改善に関する説明会・研修会の開催、コンサルタント等の派遣等による支援を必要に応じて行うこと。

2. 経営改善計画の内容審査及び四半期ごとの報告

都道府県において、経営改善計画の審査及び四半期ごとの報告の受理に当たっては、次の点に特に留意の上、必要な支援・助言等を行うこと。

- ① 地域におけるサービス利用状況を踏まえ、サービス利用見込が適正に見積もられているか。また、サービス利用見込に対して適切な事業量を算出し事業計画が策定されているか。とりわけ、定員設定が適切なものとなっているか。
- ② 改善点が明確になっているか。また、改善に向けた具体的方策及び工程表は、当該施設の課題を踏まえた適切なものとなっているか。
- ③ 障害児施設にあっては、別紙の地域支援機能の充実の観点から検討が行われているか。

(別紙)

障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点

今般の改正児童福祉法の施行により、身近な地域で専門的な支援が受けられるようになるため、障害児施設について、これまでの各障害別の施設体系を見直し、入所と通所の別により、障害児入所支援、障害児通所支援として、施設体系を大きく一元化したところである。また、就学児を対象とした放課後等デイサービスや、保育所等訪問支援などの新しいサービスの創設により、障害児施設における地域支援機能の充実が期待されている。

① 一元化への対応について

改正児童福祉法が施行され、全ての施設において、特定の障害に限定しない対応が可能となるよう求められており、個々の障害の状況を評価して報酬が支払われることとなった。このため、障害児の利用ニーズを見込む場合には、こうした背景を踏まえ、従前から当該施設が対象としていた障害以外の障害児等の利用見込や受入体制の整備が経営改善計画で考慮されている必要があること。

② 改正児童福祉法の新サービスの活用について

ア. 就学児を対象としたサービスの実施について

放課後等デイサービスの創設により、障害児入所支援、障害児通所支援においても放課後等デイサービスの指定を受けて、学校、特別支援学校の就学児等に対する放課後や、土日、夏期休暇等の休日における通所サービスの提供が可能となり、利用実績に応じて報酬が支払われることとなった。

夏期休暇等の長期休暇期間中の障害児の居場所づくりについては、多くの市町村で課題となっているものと思料されることから、経営改善計画において、こうしたサービスの実施について検討されている必要があること。

イ. 並行通園の児童に対する保育所等訪問支援の実施について

保育所等訪問支援の創設により、障害児通所支援と保育所や幼稚園などに並行通園をしている場合に、保育所等に通所する時間帯においても、障害児支援利用計画に基づき、必要に応じて保育所等を訪問して支援が可能となり、訪問回数に応じて報酬が支払われることとなった。

こうした並行通園の児童に対しては、これまでは、保育所等から個別に相談を受けて独自に相談援助等を行ってきた施設もあると聞いていることから、経営改善計画において、こうした対象児童に対する保育所等訪問支援の実施について検討されている必要があること。

③ 地域生活支援事業の障害児支援体制整備事業の実施について

平成24年度予算において、地域生活支援事業のメニュー事業として、地域における支援機能の充実を図るため、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職を配置するとともに、障害児通所支援を利用していない障害児及びその家族が気軽に利用できる場を確保し、親同士の交流等を図ることを目的とした「障害児支援体制整備事業」を追加したところである。

都道府県等においては、児童発達支援センターによる地域支援のひとつの方法として、関係市町村に対し、本事業の周知を図るとともに、市町村が本事業に取り組むに当たって、関係市町村間の調整等が必要な場合に支援を行うなどの配慮を願いたいこと。

事 務 連 絡
平成 24 年 9 月 26 日

各 都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室

既にサービス管理責任者研修を修了した者が児童発達支援管理責任者
研修を受講する場合等の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援管理責任者研修については、平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」に基づき実施されているところですが、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに他の分野等を受講する場合については、別紙 1 の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6 時間）」及び別紙 2 の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6 時間）」を改めて受講することを要さないこととされているところです。

しかし、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「つなぎ法」）」の成立に伴い、改正「児童福祉法」等が施行され、障害児支援については、通所及び入所の支援体系の一元化や障害児通所支援の実施主体の市町村への移行など、制度が大きく改正されたところです。

このため、平成 23 年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野以外を修了し修了証書の交付を受けた者が、新たに児童発達支援管理責任者研修を受講する場合（以下「児童発達支援管理責任者研修を受講する者」という。）、及び平成 23 年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了し修了証書の交付を受けた者（児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなされている者）が、児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合（以下「みなし児童発達支援管理責任者」という。）については、平成 23 年度以前のサービス管理責任者研修には含まれていなかった改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得することが望ましいことから、下記について特段のご配慮等をお願いいたします。

記

1. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者に、別紙 2 の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6 時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2 時間）」の受

講を促すこと。

2. みなし児童発達支援管理責任者に改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得する機会として、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の受講案内を行い、できるだけ早い時期に受講するよう促すこと。
3. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者が希望する場合には受講できるよう、研修体制を整えること。
4. なお、児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者に対する別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修についても、地域生活支援事業の補助対象となることを申し添えます。
5. また、みなし児童発達支援管理責任者が別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修を修了した際に、修了証書を発行する場合には、別紙様式例を参考にしてください。

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める児童発達支援管理責任者研修に係る追加研修（児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間））を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇

事 務 連 絡
平成24年4月3日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 障害福祉主管課 御中
 { 中核市 } 介護保険主管課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局老人保健課

児童福祉法に基づく主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援の事業等を
介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて

在宅で暮らす重症心身障害児・者が、身近な地域で日中安心・安全に過ごす場を確保することは喫緊の課題です。

このため、これまで補助事業として実施されてきた「重症心身障害児（者）通園事業」について、平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正（以下「改正法」という。）し、本年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービス）又は障害者自立支援法に基づく生活介護（以下「主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等」という。）として法定事業となりましたが、さらに、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の受入の促進を図る観点から、今般、介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、ご留意の上遺漏のないようお願いするとともに、障害福祉主管課及び介護保険主管課が連携を密にして医療的ニーズの高い在宅重症心身障害児・者のサービス基盤の整備に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県においては、貴管内市町村に周知を図るようご配慮願います。

記

1 主旨

療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の取扱いを示し、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の地域での受入を促進し、QOLの向上及び介護者等のレスパイトを推進する。

2 指定基準（別添参照）

（１）利用定員

療養通所介護事業所が定める利用定員内で、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員（５人以上）を定めることができる。ただし、療養通所介護事業所の職員配置とは別に主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等に必要な職員を確保する場合は、その限りではない。

なお、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用人数が定員を満たさない場合は、療養通所介護事業所の定員を上限として要介護者を受け入れることができる。

以下、療養通所介護事業所の利用定員内で実施する場合についての取扱についてお示しする。

（２）人員に関する基準

療養通所介護事業の基準を満たす従業者のうち（療養通所介護事業と主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用者の合計数に対して１．５：１の配置が必要）、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の基準の要件を満たす従業者を確保していることが必要である。

また、従業者とは別に管理者及び児童発達支援管理責任者を確保していることが必要である。管理者が児童発達支援管理責任者を兼務することは差し支えないが、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの認可を受け実施する場合は、児童発達支援管理責任者専任加算は算定できない。一方、児童発達支援センターでない事業所の場合は、兼務であっても専任加算は算定できる。

（３）設備に関する基準

主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等に係る設備については、利用者の支援に支障がなければ、療養通所介護事業の設備と兼用することが可能である。

3 報酬

児童福祉法に基づく報酬の算定にあたっては、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員区分で算定すること。

4 具体的な例

定員９名の療養通所介護事業所において、定員５名の主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援を行う場合、療養通所介護に必要な職員６名のうち、看護師、児童指導員又は保育士及び機能訓練担当職員（理学療法士又は作業療法士でなくても可。）がそれぞれ１名以上配置していれば、児童福祉法の指定は可能である。

また、併せて生活介護の事業を一体的に行う場合は、看護職員（保健師又は看護

師若しくは准看護師をいう。)、生活支援員及び理学療法士又は作業療法士(機能訓練を行う場合に限る。)をそれぞれ1名以上配置することが必要であるが、児童発達支援に係る従業者と兼務であっても差し支えない。

上記従業者の他、管理者及び児童発達支援管理責任者(一体的に行う生活介護の場合にあつてはサービス管理責任者となる。児童発達支援管理責任者と兼務しても差し支えない。)の配置が別途必要である。なお、管理者が児童発達支援管理者を兼務しても差し支えない。

児童福祉法又は障害者自立支援法の報酬を算定する際の定員規模については、障害児の場合には主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員5名の区分を、障害者の場合は生活介護の定員20名以内の区分を適用する。また、事業所が児童福祉法に基づく児童発達支援センターの認可を受けなければ、管理者が児童発達支援管理責任者を兼務しても、児童発達支援管理責任者専任配置加算は算定できる。

なお、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用人数が5名以下の場合は、療養通所介護事業の定員9名を超えない範囲で要介護者4名以上を受け入れることが可能である。

本件連絡先

【障害福祉関係】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室
障害児支援係
(電 話) 03-5253-1111(内線 3037)

【介護保険関係】

厚生労働省老健局省老人保健課
看護係
(電 話) 03-5253-1111(内線 3962)